

前回は障害者自立支援法の概要についてお伝えしましたが、今回は障害者自立支援法による福祉サービスの具体的な内容についてお知らせしたいと思います。

1. 福祉サービスの種類

障害福祉サービスの中核は、「介護給付」と「訓練等給付」に分かれています。介護給付は10種類、訓練等給付は4種類のサービスがあります。

こうしたサービスの中身を理解するために、サービスを利用する場所で以下のように分類整理しました。

介護給付

- ・ A ホームヘルプ（居宅介護）
- ・ A 重度訪問介護
- ・ A 行動援護
- ・ A 児童デイサービス
- ・ A ショートステイ
- ・ A 重度障害者等包括支援
- ・ B 療養介護
- ・ B 生活介護
- ・ C ケアホーム
- ・ C 夜間ケア

A ⇒ 訪問・通所系サービス

利用者が在宅でホームヘルパーの訪問などのサービス利用、施設に通って利用するデイサービスなどがあります。

B ⇒ 日中活動、C ⇒ 居住支援

入所施設で提供されるサービスもあります。サービス利用者が入所施設内だけの生活にとどまらず地域社会とのかかわりのある暮らしを実現するために、入所施設で昼間の活動を支援する「日中活動」と住まいの場における「居住支援」に分かれています。

訓練等給付

- ・ B 自立訓練
- ・ B 就労移行支援
- ・ B 就労継続支援
- ・ C グループホーム

A ⇒ 訪問・通所系

B ⇒ 日中活動

C ⇒ 居住支援

2. 新サービスの具体的な内容

(1) 居宅介護

ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、自宅で入浴・排泄・食事等の介助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な障害者に、自宅で入浴・排泄・食事の介助を行います。外出時の移動を助け、移動中の介護も行います。

(3) 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な障害者に、行動するときの危険を回避する援助や外出時の移動の補助を行います。

(4) 児童デイサービス

障害児が施設に通い、日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練を受けます。

(5) 短期入所（ショートステイ）

在宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設に入所して介護を受けることができます。

(6) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な障害者のなかで、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的（例えば、通所サービス、訪問系サービス、ケアホームを利用する）に提供します。

(7) 療養介護

医療を必要とする障害者で常に介護が必要な場合、昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。

(8) 生活介護

常に介護が必要な障害者に、昼間に障害者支援施設で入浴・排泄・食事の介護を提供します。また、創作活動や生産活動の機会も提供します。

(9) 共同生活介護（ケアホーム）

障害者が共同生活している住居において、主に夜間の入浴・排泄・食事の介護を行います。一般的に、ケアホームでのサービス提供がこれに当たり、グループホームとは異なります。

(10) 施設入所支援（夜間ケア）

施設に入所している人に、夜間の入浴・排泄・食事などの介護を行います。

(11) 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間において身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。

(12) 就労移行支援

就労を希望する障害者に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供します。また、就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練を行います。

(13) 就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会を提供します。利用期限は定められていません。この事業には「A型（雇用型）」と「B型（非雇用型）」があります。A型は雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人で、盲・聾養護学校卒業者や一般企業を離職した人が対象になります。B型は就労の機会を通して生産活動の知識や能力の向上が見込まれる人や過去に一般企業に就職していたが年齢や体力面の問題で雇用されることが困難になった人たちが対象になります。

(14) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む障害者に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行います。

以上